

○中部地方整備局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月十八日

中部地方整備局長 八 畝 隆

第 1 起業者の名称 静岡県

第 2 事業の種類 二級河川巴川水系巴川改修工事（麻機遊水地第 2 工区）

第 3 起業地

- 1 収用の部分 静岡県静岡市葵区岳美一丁目、立石、加藤島、豊地及び流通センター地内
- 2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県静岡市葵区岳美一丁目、立石、観山、加藤島、豊地、牛田及び流通センター地内の区域（以下「本件区域」という。）を全体計画とする「二級河川巴川水系巴川改修工事（麻機遊水地第 2 工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第 3 条第 1 項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性

二級河川巴川水系巴川（以下「巴川」という。）は、河川法第 5 条第 1 項の規定に基づき静岡県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第 1 項の規定に基づき静岡県知事が河川管理者であることなどから、起業者である静岡県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

巴川は、静岡県静岡市の北方に位置する文殊岳を水源とし、支川長尾川、支川大沢川等と合流しながら、静岡市葵区及び清水区の市街地を貫流し、折戸湾に注ぐ、幹線流路延長18.0km、流域面積104.8km²の河川である。

巴川は、その流域に県庁所在地である静岡市を擁し、治水上重要な河川であるが、平均河川縦断勾配は1/2,000と極めて緩く、また、流域内の市街化が進んだことによる保水力、遊水力の低下により、湛水や氾濫など水害がたびたび発生している。昭和49年7月には台風8号及び梅雨前線による既往最大の洪水（七夕豪雨）に見舞われたほか、近年では、平成15年7月の梅雨前線に伴う豪雨により、床上浸水家屋319戸、床下浸水家屋487戸等の甚大な被害が発生し、また、平成16年6月の台風8号及び梅雨前線に伴う豪雨により、床上浸水家屋148戸、床下浸水家屋235戸等の甚大な被害が発生している。

巴川の治水対策は、昭和28年より進められてきており、現在は、平成21年4月巴川水系河川整備基本方針が、平成22年3月に巴川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、平成15年7月の洪水に対応し、基準地点である港橋における河道配分流量を510m³/秒、基準地点である大谷川橋における河道配分流量を340m³/秒、主要地点である上土における河道配分流量を65m³/秒（以下、併せて「本件河道配分流量」という。）を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、本件区域において主要地点上土における基本高水のピーク流量210m³/秒のうち145m³/秒を調節するため、848,963m³の貯留容量を確保する遊水地を整備するものであり、本件事業の完成により、洪水調節機能の向上が図られ、本件河道配分流量を安全に流下させることが可能となることから、巴川水域における外水による浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音型、低振動型機械を使用し、必要に応じて騒音及び振動対策を実施することとし、あわせて、防塵対策として防塵ネットによる対策を必要に応じて講じるなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年11月から平成26年1月に、本件区域及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、環境影響評価法等に準じて現地調査や既存文献を基に実施した調査によると、本件区域及びその周辺において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種

の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタカブシギ、セイタカシギ及びメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ヒクイナ及びエサキアメンボ等が確認されている。オオタカ、ハヤブサ、タカブシギ、セイタカシギ、チュウサギ及びヒクイナについては、本件事業の施行に伴う土工事等により、休息地、繁殖地、採餌環境としての生息環境が一時的に改変されるものの、周辺には同様な湿地環境が広がっていること、起業者は、生息環境を一斉に改変せず、段階的に工事を実施することとしていること、本件事業完成後は、本件区域も周辺の遊水地と同様に湿地環境となり、生息環境が漸次回復することから、影響は小さいとされている。ニホンウナギ及びメダカについては、土工事による濁水等の発生により生息環境への影響が予測されるが、起業者は、土砂の流出、濁水の排出を抑制する方法により、生息環境への影響を低減するように努めること、本件事業の施行により設置される遊水地各エリアを繋ぐ連通管は、生育環境の連続性を保つ生物移動経路としての役割を果たすことから、影響は小さいとされている。エサキアメンボについては、本件区域周辺に生息環境として好適な池沼が分布していることから、工事期間中は、一時的に周辺に忌避することが可能であることから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、準絶滅危惧として掲載されているアズマツメクサ、タコノアシ、ミゾコウジュ及びカワジシャ等が確認されている。これらは、本件事業の施行に伴う土工事等により、生育環境の消失が予測されるが、本件事業完成後は、湿地環境が広く創出されることにより生育環境の修復、拡大が期待できること、起業者は、定期的な除草等を施すなど環境の保護と維持管理に努めることとしていることから、影響は小さいとされている。さらに、起業者は、今後も動植物に関するモニタリング調査を継続的に実施し、必要に応じた管理に努めることとしている。

なお、本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は、静岡県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、巴川流域の浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図ることを主な目的として、遊水地を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業計画の決定にあたっては、遊水地新設案（申請案）、既存遊水地改修案及び河道拡幅案の3案について比較検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も大きくなるものの、河道拡幅案と比

較すると支障家屋がなく、沿川住民に与える影響は少ないこと、既存の河川区域を改修する他の2案と比較すると、出水期、非出水期にかかわらず築堤及び掘削工事ができることから、工事期間が短く、事業費も廉価であり技術的及び経済的に優れることなどから、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、本件事業の位置については、主要地点上土の上流域に整備する案（申請案）、主要地点上土下流の大谷川放水路付近に整備する下流域案の2案について比較検討が行われている。申請案と下流域案とを比較すると、申請案は、主要地点上土における河道配分流量を流下するにあたり、主要地点上土の前後区間を含む区間の河道改修が不要であること、支川安東川からの洪水も調節することができることなどから、申請案が合理的であると認められる。

また、本件事業の遊水地の形状については、全域を地下水面相当まで掘削する案（申請案）、現状地盤高相当とする案、一部区域を地下水面相当まで掘削する案の3案について比較検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は、地下水の影響を受ける高さまで掘削することにより、以後農地としての利用は困難となるが、必要面積が最も小さく、事業費も最も廉価であり経済的に優れることなどから、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、巴川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、巴川流域の地元学区自治会連合会長等から構成される巴川総合治水対策促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県静岡市葵区役所